

# 独立行政法人国立美術館美術作品購入又は寄贈受入れに関する規則

制定 平成13年4月2日

国立美術館規則第12号

[一部改正：平成17年10月19日改正 国立美術館規則第8号]

[一部改正：平成18年6月30日改正 国立美術館規則第59号]

[一部改正：平成19年11月9日改正 国立美術館規則第11号]

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）における美術作品の購入又は寄贈受入れ（以下「購入等」という。）に関する事務を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

(美術作品)

第2条 国立美術館が購入等により受け入れる美術作品（以下「作品」という。）とは、芸術的価値の高いもの、又は美術史上重要な資料的価値のあるものとする。

(選考委員)

第3条 国立美術館が前条に掲げる作品の受入れをしようとするときは、国立美術館が設置する美術館（以下「各館」という。）の館長（以下「各館長」という。）は、あらかじめ、各分野の学識経験者のうちから選考委員を委嘱して作品についての意見を聞くものとする。

2 前項の規定の実施に関し、各館において必要な事項は各館長が別に定める。

(評価員)

第4条 国立美術館が作品の購入等をしようとするときは、各館長は評価について専門的知識を有する者のうちから評価員を委嘱して作品の評価額について意見を求めるものとする。

2 前項の規定の実施に関し、各館において必要な事項は各館長が別に定める。

(資格の制限)

第5条 選考委員は、購入等をしようとする作品について、利害関係を有する場合、当該作品の調査審議に加わることができない。

2 評価員は、購入等をしようとする作品について、利害関係を有しないもののうちから選ぶものとする。

(その他)

第6条 この規則の実施に関し、必要な調整は事務局長が行う。

附 則

この規程は平成13年4月2日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年10月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月9日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

